

支部長会開催（平成20年度事業計画について協議）	1
第123回国保通常組合会（平成20年度予算、規約一部改正を承認）	5
2月理事会報告（支部長会附議事項等について協議）	5
平成19年度三重県歯科医師会学術研修会開催 （「下顎総義歯・吸着の臨床テクニック」）	8
平成19年度救急処置講習会開催（『歯科医院で行う1次救急処置法』）	11
子供の教育費と贈与税	12
平成19年度新入会員講習会開催	13
会員事業部門生涯研修コーナー	
・今月の生涯研修該当論文	
・学術委員会情報配信コーナー（画像診断）	14
委員会便り	16
2月会務日誌	16
会員消息のページ	17
互助会各部・歯科国保組合の現況	18
編集後記	19

支 部 長 会 開 催

平成20年度事業計画について協議

開催日時：平成20年2月28日（木）午前10時

開催場所：三重県歯科医師会館

石垣専務理事の開会の辞、出席者確認（全員出席）の後、橋本副会長の司会の下、議事録署名人には桑名桑員支部長と羽根理事が指名された。

会 長 挨 捶

今年は1月が大変長いと感じていたのですが、2月に入りましたら、もうすぐ3月という複雑な日々を過ごしております。今年は雪の日が多く、大変寒い日が続きます。『温暖化現象と違うじゃないか』という話ですが、実はこれは温暖化現象でありまして、南半球の海水温が高いので低気圧が日本列島付近にとどまってしまい、寒いということのようです。

2月13日に中医協総会が、平成20年度診療報酬改定の貼り付けを含めて、厚労省に答申いたしました。4月に入りますと、後期高齢者医療制度が始まり、点数改定もあります。形の上ではプラス0.42%ですが、先生方の運用次第で、プラスが大きくなったり、マイナスになったりします。社会保障部も一生懸命勉強して先生方に伝達して参りますので、診療室の中でうまく応用して戴きたいと思います。社会保険庁も解体されまして、東海北陸厚生局になります。平成20年度は色々な仕組みが変わって参りますので、よろしくお願ひいたします。

報 告 事 項

1. 会長報告（峰会長）

(1) 平成20年度診療報酬改定について

2月13日に開催された中医協総会において、平成20年度診療報酬改定における答申がなされた。改定率については、石井みどり議員をはじめとする歯科関係国会議員、さらに自民党国会

議員のご理解ご尽力のお陰で、僅かではあるが困難であるといわれたプラス改定を実現することができた。また、念願の初・再診料の引き上げ、文書提供の簡素化、齲歎処置の復活、一歯単位の歯周外科手術の復活、再度の歯周基本治療の評価及び継続的な歯周治療体系の導入、さらに支台築造印象、テンポラリークラウン等の新規導入がなされた。しかし結論として、プラス0.42%という僅かな枠組みの中での点数の貼り付けであって、非常に厳しいということである。

9日に社会保障部全員で東京に行き講習を受けてくる。また、田所常務理事は社会保障委員会の委員ということもあり、かなり深いところまで読み込んでいると思う。

歯科疾患総合指導料、歯科口腔衛生指導料、歯周疾患指導管理料、歯科疾患継続指導料、歯科疾患継続管理診断料が歯科疾患管理料という一つに統一され、紙出しも3ヶ月に1回で良くなった。

在宅歯科医療等の推進については、在宅に関する点数が色々新設されている。このことに関しては、羽根理事が日歯の代議員会で質問する。そのことも含め、歯科が在宅にどのように取り組んでいくか、県歯会の方で伝達していきたい。

歯科外来診療体制加算という項目が新設されたが、施設基準を満たすためにはかなりの投資が必要ではないか。今回、渡辺日歯常務理事の言葉では、「前回の報酬改定の時には、日歯等の意見を無視した官僚サイドでの保険改定であっ

たが、今回は歯科医学会や日歯の意見を十分に反映した改定になった。」ということである。しかし、新設の環境体制加算は点数30点であるが、非常にハードルが高い。患者さんにとって最も気になる配点なので、もっと実現可能な基準を要望する。

先進医療の中から、GTRと接着ブリッジ、レーザーによる齲歯治療が新規に導入された。点数が低いことが気になるが、新しい時代に適応できるよううまくこの点数を応用して欲しいと思う。

詳しい話は、社会保障部を中心となって連絡していきたい。

(2) 医療費適正化計画について

レセプトオンライン化によって色々なデータが出てくる。それを高齢者の医療確保に利用していくという検討会がある。我々がレセプトオンライン化に反対していく一つの理由が、これによる個人情報の流出を防ぐということである。

後期高齢者医療制度が始まって、それに伴い特定健康診査、特定保健指導というものが始まる。それらに関する指導について、歯科医師、歯科衛生士の記載が無かった。一方的に医師の領域であったのだが、これに歯科医師、歯科衛生士が食い込むことができた。健診の方にも入り込めればさらに良いと考えている。

(3) 第160回日歯代議員会について

3月13日、14日の2日間、日歯の代議員会が開催される。ここで、個人質問として羽根理事が質問する。内容は「在宅歯科診療推進のための施策について」であり、在宅歯科診療は減少傾向にあるのだが、それに対する施策はあるのか、ということを問いたい。

予算決算特別委員会での質疑応答項目に関して興味深いものもある。レセプトオンライン化に対しては、現在日歯でレセコンソフトの開発に着手しているということである。公益法人改革に関しては、代議員制と福祉共済の問題が取り上げられている。また、会長選挙については、

大久保会長は直接選挙にしたい意向であるが、前回と同じように選挙人を入れた形でいく。三重県も7月に選挙人の選挙を行うので協力して戴きたい。

(4) その他

三重県医師会が改選期を迎える、無投票で中嶋前会長が再選となった。副会長等も全く前回と同じということで、今後の付き合いもしやすいかと考えている。

2. 一般会務報告（石垣専務理事）

(1) 会員数

平成19年4月1日～平成20年2月1日（累計）

入会18名、退会15名、会員数858名

(2) 無料職業紹介状況

平成20年2月4日現在（累計）

求職13名、求人98名、紹介2名、まとまったもの1名

(3) 児童虐待防止について

県歯では、平成16年からこの問題に取り組んできたが、先月毎日新聞の全国版で取り上げられた。その中で、藤田伊勢度会支部長にも熱心に取り組んで戴き、警察と連携をつけられたとのことである。虐待はあってはならないことはあるが、これからも各支部において、この取り組みがあれば、連携していきたい。

(4) 医師等資格確認検索システムの改修について

(5) 日本学校歯科医会「学校歯科研修事業」基礎研修会の実施について

2年後をめどに認定医制度を採って、学校歯科医の地位向上を図りたいということで始めた。第1回の講習会が2月7日に行われた。講習会の内容はほとんどが教育の話であったが、学校歯科医は健診を行うだけではなく、年間を通じ学校の非常勤の職員であるということをクローズアップしていた。

3. 各部事業報告

〔学術〕高森理事

○2月24日(日)の学術研修会では、217名の会員の参加があり、過去最高であった。

○平成20・21年度日歯生涯研修事業について

これまで、紙の研修カードの提出により単位登録されていたが、平成20年度からは、ＩＣカードが導入される。日本歯科医師会雑誌の1月号にも掲載されているので確認して戴きたい。3月13日の支部学術担当者連絡協議会で詳細に連絡する。

○オンデマンド配信について

医療事故について、伊勢度会支部の杉原先生にまとめて戴き、配信した。

○小児の抗菌薬療法について

○心臓血管疾患と歯周病について、東京女子医科大学の石川烈教授に資料を戴き、県歯ホームページに掲載した。

〔公衆衛生〕中井常務理事

○平成19年度介護予防研修会結果について

昨年9月30日、11月25日、今年2月3日の3回にわたり、日大の植田教授をお招きし、開催された。第1回、第2回の研修修了者に了解を取り、ホームページに「訪問診療可能な歯科」として掲載して良いかアンケートをとったところ、現在75件の承諾を戴いた。今後、県歯ホームページの「歯科医院検索」のところに掲載していく。

○口腔リハビリテーション推進に関するアンケート結果について（日歯）

次年度も公衆衛生としては、介護予防や訪問診療に関する事を重要事業として対応していく。

〔医療管理〕齋藤常務理事

○ビスフォスフォネートについて

「ビスフォスフォネートと顎骨壊死の基礎知識」という説明書と、院内掲示用のポスターを作ったので、3月27日の講習会で配布する予定である。

○平成20年度歯科衛生士インターンシップ事業について

本年度からインターンシップ事業を開始し、4校の高等学校の生徒が歯科医院の見学をした。歯科衛生士学校への入学希望者も減少してきているので、この事業を盛り上げていきたい。来

年度は、この件に関するリーフレットを作製し、高等学校に配布して戴きたい。

○パートタイム労働法の改正について

平成20年4月1日に施行されるので、注意して戴きたい。

〔福祉厚生〕武田理事

○特定健診実施方法について

4社と県歯は健診契約を結ぶ予定である。その他については、医師会会員の医療機関において受診する。これら以外で健診を受けた場合、特定健診を受けたとみなされないので注意して戴きたい。受診時には受診券（対象者には6月から7月に送付）と被保険者証を持参して受診する。健診費用は、歯科医師国保組合が負担し、追加項目に関しては自己負担となる。医療監視用の健診を受ければ、特定健診の項目は網羅している。歯科医師国保に入っている40歳から74歳の第1種組合員、その家族、第2種組合員、その家族は、医療監視用の健診を受けて戴くと良いと思う。40歳以下の方には、今まで通り1,000円の補助が出る。

○災害対策について

災害時の支部連絡網について、ご協力を戴き完成した。

〔広報編集〕辻理事

○8020運動のロゴマーク使用について

これまで、県歯、郡市区歯科医師会に使用が認められていたようだが、今後、一般会員にも使用が認められる。ただし、使用に当たっては取り扱い基準があるので守って戴きたい。申請は県歯会を通して行うこととなっている。日歯のキャラクター「よ坊さん」についても、使用が認められているので周知して戴きたい。

『質疑応答』

Q：浅野支部長（四日市）

法人改革について、昨日ガイドラインが発表されたが、あれは無視して4月まで待てばよいのか。

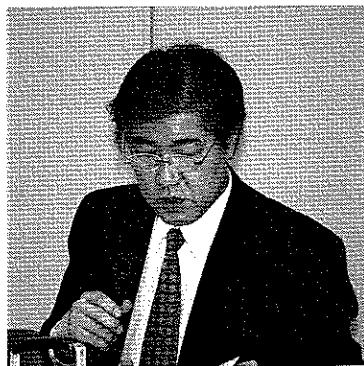
A：石垣専務理事

詳細に発表されているし、来週その件に関す

る説明があり、事務局員が行くと思う。ただ、日歯がまだそれに反応していない。支部が動くのかというよりも、まず日歯がどう動くのか、都道府県がどう動くのか、はっきりしてから初めて支部が問題になってくるのではないかと考える。しかも、医師会もどう対応するかも分からぬ状況である。今しばらく様子を見ながら内容を精査して対応していきたいと考えている。

Q：浅野支部長（四日市）

ビスフォスフォネート製剤に関して、投薬時、歯科にかかる際は注意するように患者さんに伝えて戴くよう、医師会に働きかけるわけにはいかないのか。



浅野支部長（四日市）

A：峰会長

おそらく医師会も行うだろうし、まず調剤の方で行うと思われる。しかし、医師、薬剤師サイドが行動しても、実際施術する歯科医師が知らなければいけないので、まずは会員対策を講じる。

Q：浅野支部長（四日市）

医療監視も踏まえた健診について、全額補助でよかったです。

A：武田理事

40歳以上は全額補助。第1種、第2種、さらにその家族も補助。

協議事項

○平成20年度事業計画について

<大綱>峰会長

公益法人制度改革につき、日歯、支部等と連

携を取り、歯科医師会としてやるべきことをやっていく。

<社会保障部門>

[社会保障委員会] 田所常務理事

○平成20年度の改定を受け、2年に1度の社保講習会を7月17日に予定している。この時、今回の改定のもとになった「歯周病の診断と治療に関する指針」の学術的講演も予定している。

○平成18年度集団的個別指導受講者を対象にした講習会を4月早々に行う。

○「保険診療の手引き」の改定を行う。

<地域保健部門>

[公衆衛生委員会] 中井常務理事

○平成20年で8020運動実施20周年を迎える。今までの8020運動を振り返りながら、推進していく。また、歯の衛生週間事業、学校歯科保健事業に関する事業を行う。

[障害者歯科センター] 武山理事

○昨年同様年間90日の診療を行う。研修会・講習会を開催。

<会員事業部門>

[医療管理委員会] 齋藤常務理事

○会員診療所の医療安全措置に協力する（AED講習会の開催・サーベイメータの貸与等）。

○インターンシップ制度の対象を県内全ての高等学校生徒に広げる。（これまで県立のみ）

○「医療管理のしおり」の改訂版を発行する。

[学術委員会] 高森理事

○日歯生涯研修事業に協力する。事業内容が変わってきたので、その普及に努める。

○オンデマンド配信事業を行う。

[福祉厚生委員会] 武田理事

○グループ保険、生命保険の推進を図る。

○特定健診・特定保健指導の推進を図る。

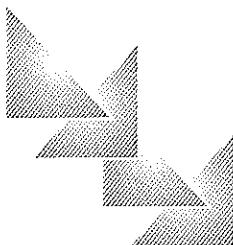
<情報処理部門>

[広報編集委員会] 辻理事

○对外広報の一環として、中日新聞と協力して、県民に歯科保健に対する知識の啓蒙、並びに情報提供を目的にコラム掲載を予定している。

[企画調査委員会] 東理事

- 情報伝達のIT化に関する事業を推進する。
- <総合組織改革部門>橋本副会長
- 公益法人改革を視野に入れ、全般的な機構の見直しを検討する。
- <その他の事業>石垣専務理事
- 第13回三重県歯科保健大会を11月16日(日)に志摩支部にて開催する。
- 第51回日本歯周病学会の開催・運営に協力する。
- 歯周病と糖尿病の医科歯科連携を推進する。
- 行政、支部と連携し、災害時の医療救護体制の整備を行う。



※※※※※※※※※※※※※※※※

第123回国保通常組合会

平成20年度予算、 規約一部改正を承認

2月28日(木)

2月28日に藤田議長の開会の辞で開催され、峰理事長の挨拶の後、氏名点呼（定数32名、出席26名）があり、議事録署名人に福岡・瀬川両議員が指名され、報告2件、議案2件が審議され原案通り決定した。

報告第1号 平成19年度中間事業報告に関する件
報告第2号 平成19年度中間事務監査結果に関する件

議案第1号 規約一部改正に関する件

議案第2号 平成20年度歳入歳出予算に関する件
(予算書については、同封いたしましたので、
ご参照ください。)

2月理事会報告

支部長会附議事項等について協議

開催日：平成20年2月7日(木)

開催場所：三重県歯科医師会館

2月理事会が開催され、支部長会附議事項等についての協議が行われた。

会長挨拶

本日はお忙しい中ご出席戴きましてありがとうございます。今月は支部長会、3月は日歯代議員会、県歯代議員会があり、これから2ヶ月は、あっという間に過ぎてしまうと思います。先生方、体調には充分気をつけて戴きたいと思います。それと、来年度は我々の任期の最終年でございます。仕上げの年という意味もございます。今日は来年度の事業計画等をより慎重に協議して戴きたいと

思います。長時間になろうかと思いますが、よろしくお願ひいたしますのでご挨拶とさせて戴きます。

報告事項

1. 会長報告

平成20年度診療報酬改定について、中医協からまだ案の段階であるが、改定についての資料が出されている。その中で、今回新しく歯科医療の特性に配慮した安全で安心できる総合的歯科医療環境の整備ということで、「歯科外来診療環境体制

加算」が新設される。この施設基準は歯科衛生士が1名以上配置され、装置・器具としてAEDやパルスオキシメーターなどの整備が義務付けられている。

その他「在宅療養支援歯科診療所」、「齲歯無痛的窓洞形成加算」、「歯周組織再生誘導手術」などの施設基準が新設されるようだ。今回の改正は0.42%の改定率引き上げとなっているが、一般開業医にとってどう影響するのか、社保担当理事には日歯の診療報酬改定説明会の資料を精査して、3月27日の講習会には会員に分かりやすく説明をしてもらいたい。

医療費適正化計画の作成などの活用や医療サービスの質の向上のため、レセプト情報等の収集、分析・活用について検討を進めていた厚労省の検討会が、1月30日に報告書をまとめた。4月1日から施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療費適正化計画の作成などのため保険者等は、調査及び分析に必要な情報を厚労省に提出することになっている。現在は基礎となるデータがないため詳細な分析が行えない状況にあるが、4月からの特定健診・特定保健指導データについては、電子的に作成・管理することになっており、レセプトデータの収集・分析に当たって正確な分析を行うため、すべてのレセプトデータと特定健診等のデータを分析するとしている。

その特定健診・特定保健指導について、厚労省が1月29日に公表した特定健診・特定保健指導に関するパブリックコメントの回答の中で、歯科医師、歯科衛生士が特定保健指導において一定の役割を果たすことが明らかになった。今後どのような法的な取り決めが出されるのか分からぬが、できる限り日本歯科医師会にも頑張って戴き、我々も特定健診・特定保健指導に関して積極的に協力できる体制を作っていくと考えている。

国民歯科問題議員連盟の設立について、歯科保健医療政策を総合的・体系的に推進するために新井悦二・石井みどり・木村義雄・関口昌一・野田聖子・森岡興治・吉田六左エ門の7名の議員が呼びかけ人となって「国民歯科問題議員連盟」を設

立し、1月29日に初会合を開いた。加入者は自民党議員有志、衆・参議院議員合わせて230人を超える議員連盟で、石井みどり参議院議員が事務局長を担い、今後法制化も視野に入れて周産期からターミナルまで歯科保健医療の体制を整えていきたいと述べている。今後、歯科健診等の法制化についても議論されると思うが、国会の中に歯科問題の議員連盟が設立されたことは非常に大きいことだと思う。

2. 一般会務報告

- ・無料職業紹介所事業報告（累計）：求職14件、求人100件、紹介2件、まとまったもの1件
- ・県歯ホームページアクセス集計：3,242件
- ・3月、4月行事予定
- ・新入会員講習会について
- ・「犯罪情報マップ」に関するアンケート調査依頼について：ファックスにて会員に周知する。

3. 各部事業報告

～社会保障部門～

[社会保障]

- ・事業活動報告：診療報酬改定に伴う講習会（3／27）について、ファックスにて会員に案内する。

～会員事業部門～

[学 術]

- ・歯科技工士試験委員会出席報告（1／17）
- ・事業活動報告：小児の抗菌薬療法について、取りまとめたものを県歯ホームページに掲載する。（承認）

・平成20・21年度日歯生涯研修事業について：支部長会で報告し、3月13日に支部担当者連絡協議会を開催したい。（承認）

・オンデマンド配信「医療事故」を県歯ホームページに掲載したい。（承認）

[医療管理]

- ・3月13日に県歯医療管理委員・支部医療管理担当者連絡協議会を開催したい。（承認）
- ・事業活動報告：歯科相談2件
- ・歯科助手講習会について：第1回目4月13日（日）、第2回目4月20日（日）、第3回目5月8日（木）、第4回目5月25日（日）に例年通り開催し、

今月会報に案内を掲載したい。(承認)

- ・ビスフォスフォネートについて：日歯広報に「ビスフォスフォネートを飲んでいるかまたは注射している患者さんに侵襲的な歯科治療をすると顎骨骨髓炎を起こすという症例がある」ということで注意書きが記載されているが、この注意書きを院内掲示用のポスターとして作製したい。(承認)

- ・インターンシップ事業について：本年度の生徒参加数は4人だったが、引き続き平成20年度も実施するので、受け入れてもらえる歯科医院の募集を各支部にお願いしたい。(承認)

- ・パートタイム労働法の改正について：改正点をまとめて支部長会で報告したい。(承認)

～地域保健部門～

[公衆衛生]

- ・三重県健康づくり総合計画懇話会出席報告(1/24)：糖尿病対策の取り組み要項の中に「糖尿病患者が歯周病治療を受けられるよう、地域での歯周病検診を普及させるとともに、医科と歯科の連携を図る」という項目が入った。

- ・第2回三重県公衆衛生審議会出席報告(2/4)：平成20年度からメタボリックシンドローム関連ということで新しい指標が加えられることになった。
- ・子育て支援わくわくフェスタ出席報告(1/19、1/20)：約2万人の参加者があり、歯科衛生士会と協力して出展ブースを出した。
- ・事業活動報告：1月10日(木)の毎日新聞に三重県歯科医師会の児童虐待防止の活動についての記事が掲載された。今回掲載されたことにより、他県の県歯や支部から問い合わせの電話が6件程寄せられた。全国で三重県歯科医師会が先駆けてやったということで、無料健診結果のデータを出していきたいと考えている。

- ・ポスターの作製について：訪問診療用のポスターとして、会員の院内掲示用と行政用、児童虐待防止ポスターの3点を作製したい。(承認)
- ・第3回介護予防研修会(2/3)結果報告：202名(歯科医師70名、歯科衛生士97名、その他35名)の出席があり、今回はシンポジウム形式で開催し

た。2月4日の中日新聞に記事が掲載された。

[障害者]

- ・障害者歯科センター三重大派遣歯科医師について：4月より永田卓之先生から高山啓穎先生に変更となる。

～情報処理部門～

[広報編集]

- ・IT化推進委員会出席報告(1/17)：前回のアンケート結果と県歯のIT化のスケジュールについて説明を行い、各支部の状況について意見交換を行った。

- ・中日新聞との打合せ会出席報告(1/31)：中日新聞にコラム掲載について検討。

- ・日歯8020ロゴマークの使用について：ロゴマークを使用する場合の日歯への報告について、支部長会で報告する。(承認)

- ・日歯キャラクター「よ坊さん」の使用方法について：県歯ホームページよりイラストをダウンロードできるようにしたい。(承認)

承認事項

- ・会員数：一般697名、勤務26名、終身127名、特別3名、法人5、合計858名。

協議事項

1. 支部長会の招集並びに附議事項について
招集日時：平成20年2月28日(木)午前10時

2. 平成20年度行事計画並びに予算計画について

- ①平成20年度行事予定表(案)
- ②事業計画大綱(案)
- ③各部・その他事業計画(案)
- ④予算計画(案)

3. 会務並びに事業の運営について

- ①災害対策について
- ②IT化の推進について

4. その他

- 県立公衆衛生学院について

学術

平成19年度 三重県歯科医師会学術研修会開催 「下顎総義歯・吸着の臨床テクニック」

日 時：平成20年2月24日（日） 午前10時
場 所：三重県歯科医師会館

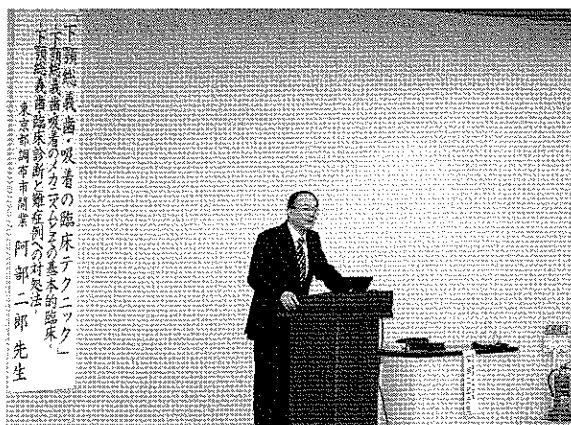
平成19年度三重県歯科医師会学術研修会が開催された。今回は東京都調布市開業の阿部二郎先生にご講演を戴いた。演題は「下顎総義歯・吸着の臨床テクニック」で、午前に一下顎総義歯・吸着のメカニズムとその基本的臨床ー、午後に一下顎総義歯・臨床診断と難症例への対処法ーであった。以下に講演内容をまとめた。

【午前の部】

—下顎総義歯・吸着のメカニズムと その基本的臨床—

コンプリートデンチャーの歴史変遷の中で、各自が現在臨床で行っている手技、考え方がどの時点のものなのかを確認すると同時に、吸着させる方法にどのような違いがあるのかを確認することが必要である。これまでに変化してきた事項としては、1.無歯頸の環境、2.印象、3.人工歯の配列（歯槽頂線→顎提中央）、4.かみ合わせの位置（中心位→下顎頭安定位）、5.審美性の要求、6.専門医の必要性がある、等さまざまな内容がある。

印象法に関して、コンパウンドを使用した方法が大学の教育で採用されていたが、それは義歯の形のイメージをもち、学問的に解剖や機能の構造体を理解するためであり、そこに吸着の概念はない。また咬座印象は日本で開発された独自の印象法であり、「咬座印象の実際は、人工歯が配列されたロウ義歯を使って開口させ、上顎義歯を落下、あるいは下顎義歯を浮き上がらせる邪魔な部分を取り除くことを主目的とした印象」と開発した矢崎正方氏は述べている。この方法を機能的咬座印



阿部二郎先生

象法として確立し、邪魔な部分を排除するという考え方から機能時の形態を印象に写し取ったのが河邊氏であるが、下顎総義歯を吸着させるのは難しかった。それは人工歯の配列位置、舌下ひだの利用、レトロモラーパッドでの封鎖に関する考え方の違いであった。

下顎義歯を吸着させるには、1.吸着のメカニズムを知ること、2.良い材料・機器を選択することが重要である。吸着を得るために最も必要なことは義歯全周を封鎖することである。そのためにはメカニズムを知ることが重要である。

下顎総義歯には複雑な封鎖機構を考える必要がある。頬側は内外二重封鎖なので問題となることは少ないが、舌側部の封鎖は、1.舌下ひだの封鎖、2.後顎舌骨筋窩部の代償性封鎖（辺縁封鎖は成り立たないので舌脇腹と義歯研磨面での代償性封鎖）を得ることが必要である。さらに、後顎舌骨筋窩部は必ず後顎舌骨筋線を越えて 2～3 mm は伸ばす必要がある。

また、レトロモラーパッド部内面の密着接触封

学 術

鎖を得る必要がある。そのためには、スナップ印象時にパッド部を変形させないことが重要であり、枠無しトレーを使用し、圧迫せずに印象する。さらに、閉口印象を行う。大開口時と小閉口時ではパッドの形は違うが、閉口時のパッドの形に合わせて義歯を製作すると、開口時でも床がわずかに圧迫して封鎖が壊れないからである。そして、レトロモラーパッド上での頬粘膜と舌の脇腹による封鎖をさせるためには頬粘膜と舌の接触点より後ろまで床がある必要があるので、パッド全体を薄く覆う必要がある。これらのことを行なうには、各個トレーを正しく作ることが重要である。

過去の印象方法の問題点は、1.開口印象（レトロモラーパッドの変形等）、2.辺縁封鎖の未完成理論（部分的な封鎖等）、3.Impression makingの技術（機能運動時の形等）、4.口腔粘膜の特殊性に関する理解不足（筋肉の形ではない等）である。そのために、コンパウンド印象では誰が採っても同じ印象を採ることが難しい。スナップ印象も機能印象も誰が採っても同じ模型ができる方法が必要である。

（学術委員・前田圭司 記）

【午後の部】

一下顎総義歯・臨床診断と

難症例への対処法－

下顎総義歯・吸着の臨床テクニックについて、動画を交えながら作製法や難症例への対処法を以下の順番で講演された。

1. 下顎吸着義歯の作製法について

① 枠なしトレーによる無圧閉口印象

アルジネート印象材を50ccのシリンジに入れ口腔内にすばやく注入。枠なしトレーにもアルジネート印象材を盛り口腔内に入れ、舌をトレーの上に乗せ閉口してもらう。臼歯部頬側に印象材が溜まらないように頬を後方からなで上げる。枠なしトレーの使用により誰が採ってもほ

ぼ同じ印象になる。

② 各個トレーの設計・ロウ提付き各個トレーの作製

印象にコピングペンシル（モリムラ）を使って、レトロモラーパッドを描く。レトロモラーパッドの中央あたりから顎舌骨筋線の2mm下をなぞり、S字状カーブのところで顎舌骨筋線に一致させる。頬側は顎提が悪い時は底部を、良い時は底部から立ち上がった外斜線に近い位置を描く。前歯部は2mm浅くする。石膏を流し模型ができたらもう一度ラインをしっかりなぞる。オストロンで各個トレーを作り無歯顎の平均値を再現した規格ロウ提を作製する。

③ 咬合採得

まずトレーの内面の適合状態を確認する。安静位空隙、Air blow methodを利用して咬合高径を決定する。

④ 下顎精密印象

上顎精密印象後、下顎精密印象に移る。ソフトライナー（ティッシュコンディショナーでも可）にて1次印象。粉液比を10:6にして各個トレーに盛り40°Cのお湯にさっと漬け口腔内に挿入。ウー、イー、上唇をなめる、舌でロウ提をプッシュ及び嚥下の5つを印象の基本とする。その後エグザデンチャーにて2次印象。

印象が問題なければ硬いしっかりしたバイト材で咬合関係を固定する。

⑤ 模型作製

印象後、辺縁から5mmの位置にボクシングして、できるだけ早く石膏を流す。

⑥ 人工歯配列

パウンドラインを参考に顎提の中央に配列する。

60歳位で元気でお金に余裕がある方にはキャストして金属歯、75歳位の方にはアクリル系の硬質レジン歯（ウレタン系の硬質レジン歯は着色しやすいし床に付かないため）、85歳以上の

学術

方にはアクリル歯を使用。

⑦ 義歯の機能に必要な研磨面形態の付与

- 1) 辺縁封鎖を完成させる場所（辺縁から5mmまで）は触らない。
- 2) 房が広くなるように舌側を削合
- 3) 舌根部に凹形態を付与
- 4) 唇側の歯頸部を凹形態にする。
- 5) 頬棚部はレトロモラーパッドに向かい凹形態にし、染谷のすじを避ける。

⑧ 試適

転覆試験を行う。転覆するようならば、人工歯配列を修正する。

⑨ 重合

保険の場合は低温長時間重合、自費の場合はシリンダー注入式（パラジェット、バリオ）。

2. 症例の難易度

	頸提	舌下ひだ	後顎舌骨筋窩 の余裕	レトロモラー パッド
易	○	○	○	○
	×	○	○	○
↓	×	×	○	○
	×	×	×	○
難	×	×	×	×

1つか2つ×があれば治療義歯を作ったほうが無難

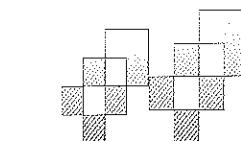
3. 実際の臨床で難しくなること

- ① 枠なしトレーによるスナップ印象が難しくなる→2回印象法の奨め
- ② 各個トレーの適合が悪くなる→吸着のポイントの不備、ロウ提の修正、リベースする
- ③ 基本5動作の印象法では開口すると浮き上がる→嚥下、開口保持印象の奨め

最後に実際の難症例の患者さんへの対応をご教授して戴き講演は締めくくられた。

積雪にも関わらず217名もの過去最高の参加者が、最後まで席を立つことなく皆熱心に聞き入って戴いた。吸着義歯のテクニックを自分のものとし無歯顎患者さんのQOLの向上に貢献できれば幸いである。また、阿部二郎先生の素晴らしいご講演に対し、この誌上をお借りし御礼申し上げます。

(学術委員・大門弘治 記)

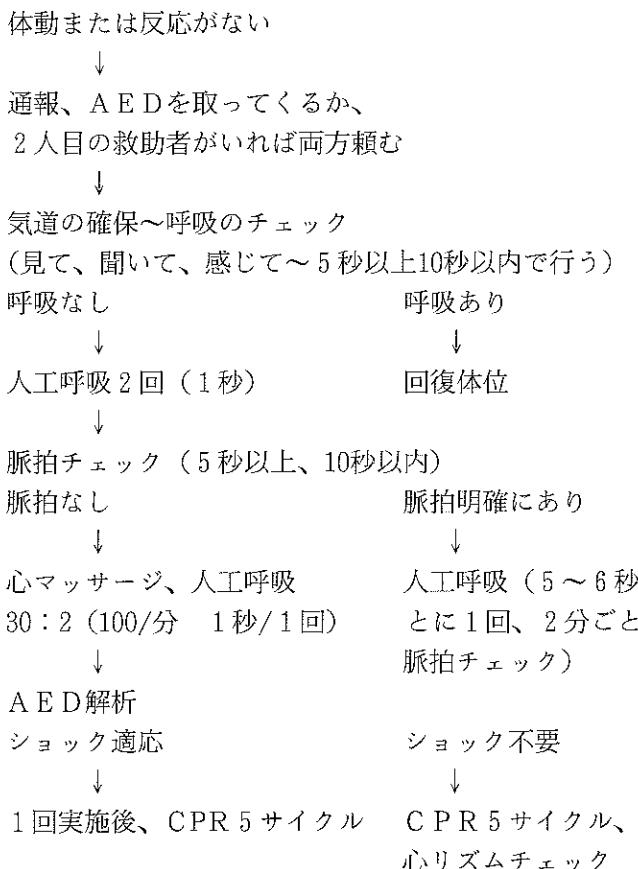


障 壁 者

平成19年度 救急処置講習会開催 『歯科医院で行う1次救急処置法』

平成20年3月2日(日)午後1時30分より、三重県歯科医師会館にて、69名が参加し、救急処置講習会が開催された。『歯科医院で行う1次救急処置法』として、ポケットマスクを使用した実技講習が行われた。

内容としては、講師の三重県歯科医師会福田理事の動画による解説の後、A～Eの少人数のグループと5名のインストラクターのチェックのもと、実技を中心とした1次救急処置のアルゴリズムを修得した。研修の流れについては、下記のとおり。



という流れになるが、実際に実技をすると、意識がないことをチェックした後で通報やAEDを取りってきてもらうように指示することを忘れたり、人工呼吸を2回した後の脈拍のチェックを忘れたりするなどの留意点について指摘があった。心マッサージもかなり大変で、救急車が到着するまでの間これを何分も続けなければならないことを考えるとスタッフの理解と協力が必要であることなど、実技によって考えさせられることが数多くあった。

また講義として、質の高いCPRが生存率を上げる、圧迫後胸壁が完全に戻ってから次へ、圧迫の中止を最小限に(10秒未満)、過換気に気を付けるなどの重要事項や除細動の適応の説明、早期の除細動器の使用が救命率を上げること、気道内異物に対するハイムリック法などが解説された。参加者にとって有意義な実技と講義であったと思う。

(障害者委員・佐田浩孝 記)

医療管理

子供の教育費と贈与税

顧問税理士 植村公順

Q：遠隔地の大学に入学した子供に、在学中4年間の生活費として720万円（月15万円）を一度に渡した場合は、贈与税が課税されるのでしょうか。マンションの賃貸料や授業料などは、支払期の都度、親が銀行振込により支払うことにしています。

A：在学中に必要な生活費720万円を一度に渡す場合には、贈与税の課税の対象となります。

また、仮にこの生活費を月々15万円渡すことにも、通常必要な生活費を超えると認められる場合には、その超える金額については贈与税の課税対象となります。年間の通常必要な生活費を超えると認められる金額が、贈与税の基礎控除額110万円以下であれば、贈与税額は0となります。

なお、受験料、入学金、授業料など教育費については、必要に応じその都度支払われる場合には、贈与税は課税されません。

民法第877条では、親子、夫婦、兄弟姉妹などは、互いに扶養する義務のあることを定めています。税法上は、このような扶養義務者相互間において通常日常生活に必要な費用（生活費）または教育上必要な費用（教育費）に充てるために財産の贈与があった場合には、その取得財産のうち、生活費または教育費として通常必要と認められる範囲のものについては、贈与税の非課税財産として取り扱われています（相続税法21の3第1項第2号）。

ところで、生活費または教育費として非課税財産とされるのは、生活費または教育費として必要な都度、直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産に限られます。したがって、生活費または教育費の名目で取得した財産を預貯金した場合または株式や家屋の買入代金に充当したような場合などには、その預貯金または買入代金等の金額は、通常必要と認められるもの以外のものとして取り扱われ、贈与税の課税対象となります（相続税法基本通達21の3-6）。

なお、「通常必要と認められるもの」とは、被扶養者の需要と扶養者の資力、その他一切の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる範囲の財産をいいます（相続税法基本通達21の3-7）。

また、財産の果実である地代、家賃、配当を生活費または教育費に充てるために、その財産（土地、家屋、株式など）の名義を変更したような場合には、その名義変更の時に、その財産を贈与によって取得したものとして贈与税の課税対象となります（相続税法基本通達21の3-8）。

平成19年10月診療分歯科診療報酬状況（三重県）

		社会保険			国民保険		
		1件当 日数	1日当 点数	1件当 点数	1件当 日数	1日当 点数	1件当 点数
一般	本人	2.1	587.2	1,243.3	2.2	594.0	1,331.1
	家族	1.9	521.6	991.6			
老人	人	2.3	626.8	1,414.8	2.4	667.7	1,575.7

平成19年度 新入会員講習会開催

日 時：平成20年3月9日（日）午後2時～

場 所：三重県歯科医師会館

平成19年度の対象者20名の内18名の新入会員の出席のもと、本年度の新入会員講習会が開催された。

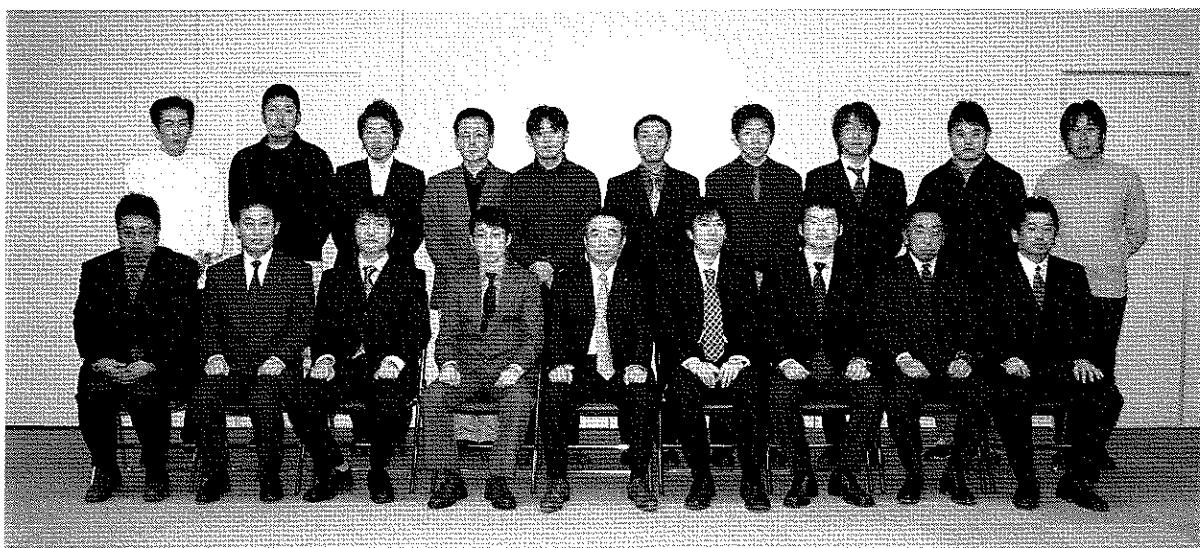
会は石垣専務理事の司会により進行され、冒頭、峰会長は4月からの診療報酬改定に関連して、今回の改定にいたるまでの社会的・政治的な背景を解説しながら、今回の歯科点数改定についても言及した上で、「組織のメリットについて近年、会員間で盛んにとりざたされている。しかし、日本の医療は統制経済下の市場経済で、非常に複雑な様相を呈している。団体交渉権がなくなった時には全く国の言いなりで歯科医療制度ができあがってしまう恐れがあるので、組織を作つて色々な形で政府と交渉していくのが一般的な団体の力であろう。従つて、歯科医師会に入らなくつたっていいんだ、つぶしてもいいんだというのは行政サイ

ドからすれば都合のよい話である。そうなれば苦しむのは私たち開業医である。そういった意味で、今日は歯科医師会に入って戴いたメリットを各部から説明させて戴く。今後疑問点があれば、この執行部は開かれているので、何なりと申し付けて戴くことをお願いする。」と挨拶した。

引き続き役員紹介、新入会員の自己紹介、峰会長を囲んでの集合写真の撮影の後、休憩に入った。

その後、石垣専務理事による「会の概要・機構について」、点数改定説明会に出席の田所常務理事に代わつて石垣専務理事より「診療報酬審査システムについて」、齋藤常務理事より「知っておきたい医療管理のトピックス」、中井常務理事には「地域保健活動への参加」と題して各部の説明が行われた。

（広報編集担当理事・辻 哲 記）



会員事業部門生涯研修コーナー

●今月の生涯研修該当論文

日本歯科医師会雑誌

<VOL. 60 No.12 3月号>

研修コード 100100

サイエンス「光干渉断層画像診断法（Optical Coherence Tomography）の歯科臨床への応用

～口腔用 OCT 機器開発と歯牙齲蝕への応用～」

角 保徳 他 3 名

研修コード 011000

トピックス「歯科医師臨床研修マッチングシステムについて」宮武光吉 他 2 名

研修コード 090400

クリニカル「プラキシズムと口腔疾患～プラキシズムから歯を守れるか～」

佐藤貞雄（神奈川歯科大学成長発達歯科学講座歯科矯正学分野教授）

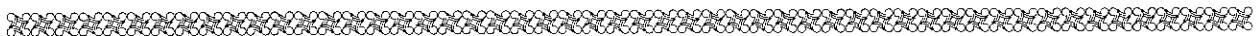
研修コード 080600

座 談 会「どう進める歯科の立場から退院支援と地域医療連携」寺尾隆治 他 6 名

研修コード 011000

FORUM「在宅医療と連携体制の推進 3 歯科医師の本分～今、求められる他職種との連携～」

菊谷 武（日本歯科大学准教授）



●学術委員会情報配信コーナー

テーマ：画像診断

研修コード 020203

県歯ホームページに学術委員会情報配信コーナーとして、日本歯科医師会雑誌に掲載された学術論文の中から、日常臨床に役立つであろうものをピックアップして紹介しています。

この紙上では、そのサマリーを紹介していくままで、詳細につきましてはホームページを見て戴ければ幸いです。

画像診断

今回はX線写真的画像診断（デンタルX線写真・

パノラマX線写真）に関して、日本歯科医師会雑誌オンデマンド配信を利用し論文検索を行った。

歯科臨床においてX線写真は多くの情報の提供者であり、初診時の診断や術後の経過観察等に重要な役割を果たす。しかしながら、X線写真は三次元的物体を二次元的にあらわすため誤認を招くことがあること、正確な写真からのみ価値ある情報は得られるということを忘れてはいけない。

以下にX線写真的画像診断に関する論文を、
1. デンタルX線写真的質の向上に関する論文、

会員事業部門生涯研修コーナー

2. デンタルX線写真の診断に関する論文、3. パノラマX線写真の診断に関する論文の順に紹介する。

まず、2001年に千葉県我孫子市開業の千葉英史氏の「デンタルX線写真の質の安定を図る」がある。この中では規格性の高く鮮明なX線写真の必要性とそのような画像を得るためにポイントを述べている。今以上のデンタルX線写真を手間を惜しまず得たいと思われる先生には参考となる論文である。

次いで2002年に福岡県北九州市開業の立和名靖彦氏の「デンタルX線写真の撮り方・読み方」がある。この中でよりきれいなX線写真を撮影するための工夫と歯内療法・歯周治療の際の注意点を述べている。実際の症例を通しての説明は、非常にわかりやすく解説されている。

そして、2005年に日本大学歯学部放射線学教室の橋本光二・荒木正夫両氏の「パノラマX線写真からの情報を最大限活用するために」がある。この中ではパノラマX線写真の撮影原理と特性を理解し撮影することの必要性を述べ、得られた情報を最大限活用するための方法を示している。これからパノラマ写真を診る際には参考にしたい内容である。

1. 「デンタルX線写真の質の安定を図る」

千葉県我孫子市開業 千葉英史

日本歯科医師会雑誌 Vol.54 No.1 2001-4

<要 約>

X線写真の質の安定を図るために、X線照射量の調節と、適切な条件での現像が必須である。X線照射量の調節では、X線装置の特徴を捉えながら、部位別、体格別の照射量の基準を明確にしておく必要がある。また、現像は、細かい調整を考えれば手現像が確実であり、ポイントさえ押さえれば簡便に鮮明な画像が得られるだろう。

鮮明なX線写真は、臨床レベルの向上とともに患者との信頼関係構築にも役立つに違いない。

2. 「デンタルX線写真の撮り方・読み方」

福岡県北九州市開業 立和名靖彦

日本歯科医師会雑誌 Vol.55 No.6 2002-9

<要 約>

X線写真は、歯科医師やスタッフが行った医療と患者が行った努力を映す鏡であるかもしれない。とすれば位置付けと黒化度が規格化されたX線写真は、患者にも歯科医師にも非常に重要な意義を持つ。一般的な基本事項を守れば、あるレベルのX線写真は得られるが、患者にも明確に歯科医療行為の結果を示すことができ、歯科医学の根拠となりうる「よりきれいなX線写真」を撮影するための工夫と、その読影におけるいくつかの考察を述べてみたい。

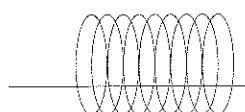
3. 「パノラマX線写真からの情報を最大限活用するために」

日本大学歯学部放射線学教室 橋本光二・荒木正夫

日本歯科医師会雑誌 Vol.58 No.8 2005-11

<要 約>

歯科臨床の場でデンタルX線写真に次いで使用されているパノラマX線写真であるが、断層像であること、X線管球とフィルムカセットが被写体の周囲を回転して撮影される、いわゆる運動像であること、拡大された像であること、等の撮影原理を十分に理解して読影し診断されているであろうか。インフォームド・コンセントを得るための貴重なevidenceとなりうるパノラマX線写真について、得られる情報を最大限活用するために知っておくべきことを再確認する。



香員会便り

広報編集

日 時：平成20年2月14日(木)

午前10時～11時45分

場 所：三重県歯科医師会館 3F研修室

協議事項：
 ①来年度事業計画について
 ②情報伝達IT化について
 ③来年度中日新聞コラム記事について
 ④支部短信の記事内容について

公衆衛生

日 時：平成20年2月28日(木)午後4時～6時

場 所：三重県歯科医師会館

2F公衆衛生指導センター

協議事項：
 ①学校歯科医の手引き、学校歯科医・
 養護教諭向けアンケートについて
 ②児童相談所での健診・口腔衛生指導
 について

- ③事業所健診票について
- ④介護予防研修会報告書の作成について
- ⑤食育パンフレットについて

障害者

日 時：平成20年3月2日(日)午後5時～6時

場 所：三重県歯科医師会館 3F情報センター

協議事項：
 ①来年度事業計画について
 ②認定医について
 ③緊急地震速報装置について

障害者歯科センター

2月障害者歯科センター診療状況

診療日：8日

診療担当者：常勤1名、非常勤9名（内訳・会員
 8名、大学1名）

延患者数：138名

2月会務日誌

- | | | |
|------|---|---|
| 2. 2 | 日歯戦略会議に齋藤常務理事出席 | 運動推進協議会開催 |
| 3 | 介護予防研修会開催 | みえメディカルバレー推進代表者会議に |
| 4 | 三重県公衆衛生審議会に中井常務理事出席 | 峰会長出席 |
| 6 | 日本学校歯科医会加盟団体長会に森谷副会長出席 | 三重県立公衆衛生学院一般入学試験に森谷副会長、石垣専務理事出席 |
| 7 | 理事会開催 | みえの食フォーラム～三重県栄養改善大会～に羽根理事出席 |
| | 日本学校歯科医会「学校歯科医研修事業」基礎研修会に森谷副会長、木村公衆衛生委員出席 | 愛知県歯科医学大会・デンタルショーに高森理事、杉原学術委員出席 |
| 8 | 日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合評議員会に齋藤常務理事出席 | 常務理事会、尾鷲地区地域8020運動推進協議会、南紀地区地域8020運動推進協議会開催 |
| 12 | 三重県医療費適正化計画策定懇話会に石垣専務理事出席 | 三重県医療審議会健やか親子推進部会に峰会長出席 |
| 14 | 顧問会議、広報編集委員会、津地区地域8020運動推進協議会、伊賀地区地域8020 | みえ治験医療ネットワーク推進会議に峰 |

会長出席	中規模県歯科医師会連合会が東京都にて開催され峰会長出席
健康教育講演会に石垣専務理事出席	三重県准看護師試験委員会に橋本副会長出席
中日新聞コラムに関する打合せ会に陣田常務理事、東理事、辻理事出席	三重県救急医療情報センター評議員会に齋藤常務理事出席
24 三重県歯科医師会学術研修会開催	29 都道府県歯科医師会会长会議に峰会長出席
27 日歯戦略会議に齋藤常務理事出席	
28 支部長会、公衆衛生委員会開催	

会員消息のページ

住所変更

武田恵世先生（伊賀）

名張市桔梗が丘5番町3街区47番地

謹んでおくやみ申し上げます

○瀬川 純先生（伊賀）のご母堂美寿子さんは、
去る9月12日亡くなられました。 享年87歳

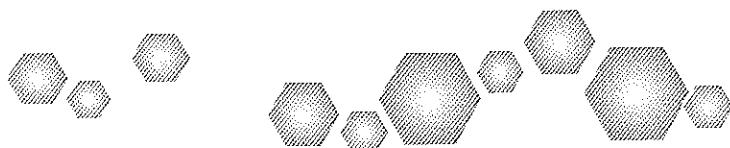
本会会員数（3.1現在）

一般会員 697名	勤務会員 26名
-----------	----------

終身会員 127名	特別会員 3名
-----------	---------

法人会員 5名	計 858名
---------	--------

日歯会員数 65,307名（1.31現在）



人間ドックを活用しましょう

○人間ドックが大切な理由は

- ・早期発見が早期治療につながります。
- ・健康に対する意識が高くなります。
- ・生活習慣を改善する契機になります。
- ・健康状態が継続的にチェックできます。
- ・健やかな老後を約束する第一歩となります。

○検診補助対象者

- 第一種組合員（会員）
- 第一種組合員の配偶者
- 第二種組合員（従業員）

歯科医師国保では、県下20検診施設で指定契約を行っています。
ご希望の先生は、お電話にてお申し込みください。

三重県歯科医師国民健康保険組合 TEL 059-227-6488

互助会各部の現況

(20. 2. 1 ~ 20. 2. 29)

第1部 (疾病共済)

入会 0名 退会 0名 累計 798名 2,341口
 収入累計 189,397,284円 〔繰越 189,193,040円
入金 204,244円〕
 支出 2,400,000円
 残高 186,997,284円 〔定期 98,000,000円
普通 38,997,284円
国債 50,000,000円〕

療養給付: 6名

死亡給付: 1名

第2部 (火災共済)

入会 0名 退会 0名 累計 820名 966口
 収入累計 102,685,686円 〔繰越 102,489,686円
入金 196,000円〕
 支出 0円
 残高 102,685,686円 〔定期 92,920,000円
普通 9,765,686円〕

第3部 (災害共済)

入会 0名 退会 0名 累計 820名
 収入累計 26,999,622円 〔繰越 26,978,342円
入金 21,280円〕
 支出 0円
 残高 26,999,622円 〔定期 22,300,000円
普通 4,699,622円〕

歯科国保組合の現況

平成19年12月保険給付状況

		件数	費用額	保険者負担額 (金額)
療 養 給 付 費	当月分	3,394	45,642,420	32,475,795
	累計	29,321	339,551,213	276,798,004
療 養 費	当月分	86	563,151	409,363
	累計	705	4,605,726	3,275,147
高 額 療 養 費	当月分	17		2,037,551
	累計	196		17,989,263
移 送 費	当月分	—		—
	累計	—		—
出 産 育 児 一 時 金	当月分	2		700,000
	累計	22		7,700,000
葬 祭 費	当月分	0		0
	累計	9		920,000
傷 病 手 当 金	当月分	14		305,000
	累計	104		4,098,000

収支状況

(20年度1月累計)

区分	金額
歳入合計	1,035,212,743
歳出合計	595,464,268
収支差引残	439,748,475

被保険者異動状況 (20年2月29日現在)

区分	被保険者数	前月との比較
組合員	2,597	△ 7
家族	2,049	3
計	4,646	△ 4

編 集 後 記

最近、飛行機を使って家族で国内旅行に行く機会がありました。飲み物サービスの時に「福森様、いつも御搭乗ありがとうございます。」と、挨拶がありました。後で考えると、飛行機の場合は搭乗者リストがありますから名前を呼ばれてもおかしくないのですが、突然驚きました。帰りの便では名前は出ませんでしたが、そうなると何か物足りず、結局マニュアルには無い担当客室乗務員の心遣いを感じたわけです。

診療中は1対1ですから、特に名前を呼ばなくとも話は十分に通じます。しかし、その旅行の後から会話の中に名前を入れることを心がけると、少しだけですが、かかりつけ感がアップするような気がします。患者さんも何か感じるようで、以前より話して戴けることが多くなつたようにも思われます。「最低2回は名前を呼ぶ」ことを、もう暫く続けてみたいと考えています。

(広報編集委員・福森哲也 記)